議 事 録

会議の名称	令和4年第5回本庄市農業委員会総会						
開催日時	午後2時から 令和4年5月25日(水)						
用作口时	午後2時50分まで						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
出・欠席者	別紙のとおり						
	1 開会						
	2 あいさつ						
	3 議事録署名委員及び書記の指名						
	4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決						
	(1) 第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について						
	(2) 第26号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ						
	る農用地利用集積計画の決定について(通年)						
	(3) 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について						
	(4)第28号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動						
議事日程	の点検・評価について						
	(5) 第29号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等について						
	(6)報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出について						
	(7)報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に						
	ついて						
	(8)報告第26号 買受適格証明願について						
	5 事務局連絡事項						
	6 閉会						
	1 令和4年第5回本庄市農業委員会総会議事日程						
二十/欠小 □	2 令和4年第5回本庄市農業委員会総会議案						
配付資料	3 事務局連絡事項						
主管課	農業委員会事務局						

	会議の経過						
発言者	発 言 内 容						
事務局長	それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきま						
	す。						
	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。						
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。						
細野会長代	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいだたき誠にありがとうございま						
理	す。それでは、ただ今から令和4年第5回本庄市農業委員会総会を開会いたしま						
	す。よろしくお願いいたします。						
事務局長	ありがとうございました。						
	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたしま						
	す。						
田端会長	皆さまこんにちは。コロナ関係では学校でのマスク着用の緩和や、企業での会						
	議も増えつつあります。とは言え、まだまだこの状況は続くと思いますので感染						
	対策を引き続きよろしくお願いいたします。また、明日、旭地区を中心とした農						
	地中間管理事業の担い手説明会がありますが、マスク着用のうえで、感染対策を						
	講じて慎重に開催してもらいたいと思います。						
	それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが開会						
	のあいさつにかえさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。						
事務局長	本日、農業委員の鈴木良美委員、推進委員の吉田委員、福田委員、出牛委員よ						
	り欠席の旨届出がありました。また、推進委員の小川委員より時間に遅れる旨の						
	連絡がありましたので、ご報告いたします。						
	次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27						
	条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことが						
	できない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名						
	出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進						
	委員24名中20名の出席となっておりますことをご報告いたします。						
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定によ						
举 日	り、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。						
議長	それでは、議事日程3議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例に						
	より、私から指名させていただきます。本日は、16番間正委員、17番木村文						
	子委員の両名にお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名 」ます						
	します。 次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採						
	次に、議事り住4、行議事件の工住、促業性田及の内容の説明、質疑业のに採 決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり、議案5件及び報告3件で						
	10にハリより。平日が内職事件は、職事日性がこねり、職条3件及い報言3件で						

	+ 10 + 1-
	あります。
	まず、第25号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程い
	たします。事務局より説明願います。
事務局長	第25号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。
	第25号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ
	ます。
	本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について
	処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法
	第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでござい
	ます。本日提出、会長。
	申請内容につきましては、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数
	は、8件となります。その内訳は、売買による所有権移転7件及び贈与による所
	有権移転1件でございます。
	次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第
	3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件
	│ │で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従
	 事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営
	│ │面積の合計が50a 以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利
	 用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農地の受け手がこれらすべて
	 の要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でござい
	ます。
議長	それでは、今回、整理番号8につきましては、議事参与制限に係る案件となり
	 ますので、まずは、整理番号8を除いた、整理番号1から整理番号7までについ
	 て、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、ご質
	問いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたしま
	す。
	まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏
	 名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のと
	 おりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担
	 当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、4ページとなります。
	 受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。
田端会長	整理番号1について、私から報告させていただきます。
	5月22日午後1時30分頃、倉野内推進委員と現地確認及び受人から聴き

取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-1の地 図をご覧ください。児玉中学校より西に500mほどの場所に位置しておりま す。 恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。 申請事由は売買でございます。受人の年齢は47歳、本人の農業従事日数は 150日です。農機具はトラクター2台、軽トラック2台、田植機1台、コン バイン1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われま す。 申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお り、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満た していることから、何ら問題ないと思われます。 以上、ご報告いたします。 議長 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号2をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所 氏名は、記載のとおりです。申請地は、滝瀬地内の畑1筆、面積は記載のとおり です。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当 は、金井委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件 すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。 議長 整理番号2について、金井委員から報告をお願いいたします。 金井委員 3番、金井より、整理番号2について報告させていただきます。 5月20日午後1時頃、粂原推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行 いました。 申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-2の地図をご覧ください。 立岩寺より南に200mほどの場所に位置しております。 恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。 申請事由は売買でございます。申請地にはネギを作付けする予定です。受人の 年齢は41歳、本人の農業従事日数は、300日です。農業従事者数は本人と 父、母の計3名でございます。農機具はトラクター6台、田植機2台、コンバイ ン2台、トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると 思われます。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお り、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たし ていることから、何ら問題ないと思われます。 以上、ご報告いたします。

-3/c H							
議長 ————	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号3をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所						
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載のとお						
	りです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当						
	は、塩原廣一委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。						
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件						
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号3について、塩原廣一委員から報告をお願いいたします。						
塩原廣一	5番、塩原より報告させていただきます。5月21日午後1時頃に、戸塚推進						
委員	委員と現地調査及び受人より聴き取りを行いました。						
	申請地につきましては、議案書6ページ、3-3の地図をご覧ください。申請						
	地は沼和田の北側に位置し、喜多の橋より西へ約100mの場所にあります。						
	議案書2ページにお戻りください。受人の年齢は80歳です。申請理由は、渡						
	人が父から相続しましたが、遠方にいるため本庄市内に住む兄に管理を任せて						
	いたところ、今後も管理が難しいため兄に贈与することになりました。						
	受人の経営状況は、耕作人は2人、農作業日数は年間300日です。主な作付						
	品目はきゅうり40アール、ブロッコリーとカリフラワーで93アール、申請地						
	での作付予定はブロッコリーです。所有する農機具は、トラクター1台、耕うん						
	機1台、軽トラック1台、軽バン1台、防除機と管理機です。受人が所有するす						
	べての農地で保全管理されており、下限面積を満たしていることから何ら問題						
	ないと思われます。						
	以上、ご報告いたします。						
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号4をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所						
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載の						
	とおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区						
	担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。						
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件						
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号4について、永尾委員から報告をお願いいたします。						
永尾委員	11番、永尾より整理番号4について報告させていただきます。5月24日午						
	前8時頃、宮部推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。						
	申請地の概要につきましては、議案書7ページ3-4の地図をご覧ください。						
	久美塚保育所より南西に150mほどの場所に位置しております。						
	恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。						

	申請事由は売買でございます。受人の年齢は72歳、本人の農業従事日数は、
	300日です。農業従事者数は本人と妻、子の計3名でございます。農機具はト
	ラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕うん機1台を所有しており、経
	営力についての生産性は適当であると思われます。申請地にはブロッコリーを
	作付けするとのことです。
	申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお
	り、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たし
	ていることから、何ら問題ないと思われます。
	以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号5をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、滝瀬地内の畑1筆、面積は記載のとおり
	です。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当
	は、金井委員でございます。なお、申請地位置図は、8ページになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号5について、金井委員から報告をお願いいたします。
金井委員	3番金井より、整理番号5について報告させていただきます。
	5月20日午後1時30分頃、粂原推進委員と現地確認及び受人から聴き取
	りを行いました。
	申請地の概要につきましては、議案書8ページ3-5の地図をご覧ください。
	立岩寺より南に200mほどの場所に位置しております。
	恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。
	申請事由は売買でございます。申請地にはカリフラワーを作付けする予定で
	す。受人は、申請地の南側に隣接する農地を所有し耕作しております。年齢は
	40歳、本人の農業従事日数は、300日です。農機具はトラクター1台、野菜
	定植機1台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当で
	あると思われます。
	申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお
	り、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たし
	ていることから、何ら問題ないと思われます。
	以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号6及び整理番号7について、受人が同一でありますので、一括
	して審議します。事務局より説明を求めます。
	して催成しより。事物用より肌切るがのより。

ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の田1筆及び畑1筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。なお、申請地位置図は、9ページ及び10ページとなります。

受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

整理番号6及び整理番号7についてですが、小賀野委員から報告をお願いいたします。

小賀野委員

19番小賀野より、報告させていただきます。5月19日午後2時頃に山本推進委員と、現地調査及び受人への聴き取りを行いました。

申請地につきましては、議案書 9ページ 3-6 及び 1 0ページ 3-7 の地図をご覧ください。3-6 の田については、関越自動車道の西約 1 0 0 m、3-7 の畑については関越自動車の東約 2 0 0 mに位置しており、いずれも土地改良区内にあります。

恐れ入ります、議案書3ページにお戻り下さい。

申請事由はいずれも売買でございます。受人の年齢は59歳、従事者数は家族3人と農繁期には臨時雇用を延べ10名ほど雇用しております。ほぼ毎日農業に従事しているとのことです。主な農機具はトラクター5台、田植機1台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であります。申請地には米麦及び露地野菜を作付けしたいとのことです。

受人所有農地及び申請地の耕作状況は、すべての農地で問題なく管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。

以上、ご報告いたします。

議長

ただいまの、整理番号1から整理番号7までの説明及び報告に対しまして、ご 質疑がありましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号7までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、許可といたします。

次に、議事参与制限に係る案件でございます。整理番号8ですが、福島公博委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。

	(退席後)						
	それでは、整理番号8について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号8をご説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所						
7 1557752	氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田6筆及び畑1筆、面積は記						
	載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。						
	地区担当は、福島公博委員でございます。なお、申請地位置図は、11ページか						
	ら14ページまでとなります。						
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断						
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号8については、福島公博委員が、議事参与制限により、一時退席して						
	おります。本来であれば、申請地区域を担当する吉田推進委員から報告いただく						
	ところですが、本日欠席のため、同地区内の髙橋推進委員から報告をお願いいた						
	します。						
髙槗推進	整理番号8について、6番髙橋より報告させていただきます。						
委員	5月21日午後1時頃、福島農業委員と吉田推進委員が現地確認調査を行っ						
	た際の調査結果をいただきましたので、そちらに基づいて報告させていただき						
	ます。						
	申請地の概要につきましては、11ページ、3-8-1から14ページ、3-						
	8-4の地図をご覧ください。						
	恐れ入ります、議案書3ページにお戻り下さい。						
	申請事由は売買でございます。受け人の年齢は64歳、農業従事日数は300						
	日です。米麦を中心とした大規模な農業経営を行っています。所有する農機具は						
	トラクター8台、コンバイン3台、田植機1台、乾燥機4台、籾摺機1台を所有						
	しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。申請地は麦を作						
	付けしたいということです。						
	申請地及び受人経営農地は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地						
	への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることか						
	ら、何ら問題ないと思われます。						
	以上、ご報告いたします。						
議長	ただいまの、整理番号8の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたら						
	お願いいたします。						
	(なし) これでは、お歌りいたします、乾珥乗見のの許可中誌について、許可すること						
	それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可すること						
	に、ご異議ございませんか。						
	(異議なし)						

ご異議ございませんので、許可といたします。

事務局に申し上げます。福島公博委員の復席をお願いします。

(復席)

次に、第26号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第26号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。

第26号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、16ページから18ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、13件です。田6筆及び畑14筆の面積合計2万364平方メートルの利用権設定でございます。次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

第26号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。

第26号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第26号議案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、第27号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程い

	たします。事務局より説明願います。							
事務局長	第27号議案を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。							
	第27号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ							
	ます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事							
	に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げる							
	ものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申							
	請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。							
	申請内容については、20ページをご覧ください。申請件数は、所有権移転							
	3件でございます。以上でございます。							
議長	それでは、整理番号1から整理番号3までを、順番に事務局から説明、地区							
	担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議と							
	させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。まずは、整							
	理番号1について、事務局より説明を求めます。							
事務局長	整理番号1をご説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住							
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、寿3丁目地内の畑1筆、面積は記載の							
	とおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自動車整備工場用地で							
	す。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野会長代理でございます。							
	申請地位置図は、21ページをご覧ください。5-1については、農用地区域							
	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である							
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準で							
	ある、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することがで							
	きないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審							
	査する限りにおいて、ないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。							
	なお、当該申請地につきましては、前所有者である渡人の配偶者が自動車整							
	備工場を経営していた際に、宅地部分と一体で利用していました。今般、農地							
	法違反であることを認識したとのことでございます。申請人から始末書が提出							
	され、農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以							
	上でございます。							
議長	整理番号1について、細野会長代理の報告をお願いいたします。							
細野会長	1番細野が報告させていただきます。5月21日午後1時頃、細野林之助推進							
代理	委員と現地確認を行いました。聴き取りは本人から行いました。申請地の概要に							
	ついては議案書21ページ5-1の地図をご覧ください。							
	申請地は国道17号線、鵜森の交差点から北西に約50mに位置しておりま							
	す。							
	恐れ入ります、議案書20ページにお戻りください。							

申請目的は自動車整備工場用地としての所有権移転となっております。

申請地は所有者の夫が自動車整備工場用地として使用しており、夫の死去後に今回の渡人である妻が相続しておりますが、現在は空き店舗となっております。

また、受人の状況ですが、現在、若泉で土地と建物を借り受け、自動車修理工場を営んでおります。将来的に自己所有の工場を所有したいという夢を長年持っていたなか、知人からこの申請地を紹介されたとのことです。この場所は前の経営者が使用していた整備工具などが残っており、建物も車両整備ができるように設計されていますので、最高の適地とのことです。

なお、前の経営者が農地転用の許可を得ないまま、今回の申請地を工場敷地の一部として利用していたことから、今般、始末書を添付しての許可申請となっております。

以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。農地を分断し 集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことか ら転用にあたっては特に問題ないかと思われます。

以上、ご報告します。

議長

次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。

事務局長

整理番号2をご説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。

申請地位置図は、22ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。

議長

整理番号2について、立石委員の報告をお願いいたします。

立石委員

8番立石より報告します。5月22日午前11時頃、内田推進委員と現地確認並びに渡人より聴き取りを行いました。議案書20ページと22ページ5-2の地図をご覧ください。

申請地は本年2月の総会で申請があった土地の隣に位置しています。渡人が 2人となっています。申請地は湯かっこ第一駐車場付近に位置し、南側が道路に 面し、周りは住宅に隣接した場所でございます。

周辺農地への支障はなく、許可にあたっては何ら問題はないかと考えられます。

皆さま方の慎重審議、よろしくお願いいたします。

議長

次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。

事務局長

整理番号3をご説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による駐車場用地兼資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。令和4年3月31日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、間正委員でございます。

申請地位置図は、23ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による駐車場及び資材置場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。

議長

整理番号3について、間正委員の報告をお願いいたします。

間正委員

16番間正より報告します。申請地は以前の総会で農業振興地域整備計画の変更に係る議案でご審議いただいた案件でございます。

5月23日午後2時頃、根岸推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要 につきましては議案書23ページ5-3の地図をご覧ください。

申請地の場所につきましては、小山川にかかる千本桜橋から南西に約300 mの場所に位置しております。

恐れ入ります、議案書20ページにお戻りください。

申請目的は駐車場用地及び資材置場用地としての所有権移転でございます。受人は現在、申請地の隣地で木造のプレカット加工業を営んでおります。以前はプレカットの完成品を市外に借用していた2社の倉庫に一時保管して、各建設現場へ配送をしておりましたが、コロナ禍の中、経費削減が必須となり、工場から各建設現場へ直接配送することとなりました。

このために、これまで従業員用駐車場として使用していた土地の一部をプレ

カット完成品置き場としたために、その場所に駐車していた従業員用駐車場の 置き場が無くなってしまい、本来駐車スペースでない場所や、縦列駐車をして対 応せざるを得なくなっております。実際、現地確認の際にも駐車場所をやっと確 保してもらったような状況です。

また今後も新たにトラックを購入する予定もあり、現在の駐車場の不足状況 を解消するために、敷地を拡張し、駐車場、資材置場、プレカット完成品置場と して使用したいとのことです。

以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。

また、現地について調査したところ、農地を蚕食したり分断したりして、農地の集団性に支障が生じないこと、周辺農地に対し日照や風通しなどの支障を及ぼさないこと、農道や水路などに支障を及ぼさないことを確認いたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長

ただいま、整理番号1から整理番号3までの説明及び報告に対しまして、ご質 疑がありましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号3について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第28号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第28号議案を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。

第28号議案、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案申し上げるものでございます。

議案内容ですが、(別紙様式2)の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所での縦覧によって公表いたします。2の公表期間ですが、令和4年6月1日から3年間といたします。

25ページから32ページまでの令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございますが、先月、4月25日開催の令和4年度第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただきました。その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、意

	見提出がなかったことを報告いたします。以上でございます。					
業 巨	第28号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたしま					
議長						
	す。					
	(なし)					
	それでは、お諮りいたします。					
	第28号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございません					
	カ。					
	(異議なし)					
	ご異議ございませんので、第28号議案については、原案のとおり公表するこ					
	とに決定いたしました。					
	次に、第29号議案「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を上程					
	いたします。事務局より説明願います。					
事務局長	第29号議案を説明いたしますので、議案書33ページをご覧ください。					
	第29号議案、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明申し上					
	げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基					
	づき、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実					
	施状況について公表したいので、ご提案申し上げるものでございます。 議案内容					
	ですが、(別紙様式1)の「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、					
	次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの					
	利用及び事務所での縦覧によって公表いたします。2の公表期間ですが、令和4					
	年6月1日から3年間といたします。					
	34ページから36ページまでの令和4年度最適化活動の目標の設定等につ					
	いてでございますが、第28号議案と同様に、先月、4月25日開催の令和4年					
	 度第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただきまし					
	 た。その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設けさせていただき、その結					
	 果、意見提出がなかったことを報告いたします。以上でございます。					
議長	第29号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたしま					
	· 量。					
	(なし)					
	それでは、お諮りいたします。					
	 第29号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございません					
	カゝ。					
	· · · (異議なし)					
	ご異議ございませんので、第29号議案については、原案のとおり公表するこ					
	とに決定いたしました。					

	以上で、議案審議を終了いたします。
	続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第24号から報告第2
	6号までを、順番に事務局よりお願いします。
事務局長	まずは、報告第24号を説明いたしますので、議案書37ページをご覧くださ
	V'o
	報告第24号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したの
	で報告いたします。
	届出内容については、38ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。
	相続などにより農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければな
	らないという規定による届出でございます。
	続きまして、報告第25号をご説明いたしますので、議案書39ページをご覧
	ください。
	報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処
	分したので報告いたします。
	届出内容については、40ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。
	市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合
	は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという
	規定による届出でございます。
	続きまして、報告第26号を説明いたしますので、議案書41ページをご覧く
	ださい。
	報告第26号、買受適格証明願について、専決処分したので報告します。
	証明願の内容については、42ページをご覧ください。専決処分件数は、2件
	です。裁判所又は国税局等が行う農地の競売や公売については、農業委員会が発
	行する買受適格証明が必要となります。今回、市街化区域内の農地を農地以外の
	ものにし、所有権移転をする買受申出のため、農地法第5条の届出に係る買受適
	格者の証明でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。
	以上で、報告を終了いたします。
	皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここ
	で、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。
	(事務局長説明)
	以上をもちまして、令和4年第5回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。
	大変、お疲れ様でございました。

(閉会)	

	令和4年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿						
開催日		令和4年5月25日(水)					
 開催場所		本庄市役	本庄市役所 大会議室				
	開会時刻	午後2時	 宇				
	閉会時刻	午後2時	50分				
	会長	田端 請	基一				
	会長代理	細野 俊					
議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況	
1	細野 俊文	出席		藤田	粂原 直樹	出席	
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	欠席	
3	金井 章夫	出席		1_+	髙橋 公仁	出席	
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席	
5	塩原 廣一	出席		儿上	亀田 伸一郎	出席	
6	塩原 茂夫	出席			内田 信哉	出席	
7	福田 武久	出席		北泉	荒井 康男	出席	
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席	
9	岡芹 喜行	出席		ID T	田島 勇扇	出席	
10	宮部 延一	出席		児玉	宮部 豊徳	出席	
11	永尾 路子	出席			倉野内 浩	出席	
12	田島 敏包	出席		金屋	鈴木 幹雄	出席	
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席	
14	鳥澤 和子	出席			福田光男	欠席	
15	鈴木 良美	欠席		秋平	清水 辰雄	出席	
16	間正始	出席	0		根岸正一	出席	
17	木村 文子	出席	0		櫻井 利夫	出席	
18	坂爪 裕	出席)	本泉	木村 雅	出席	
19	小賀野 昇	出席			新井 明夫	出席	
	細野 林之助	出席		共和	出牛康	欠席	
本江	小川 忠	出席		大作	山本道雄	出席	
藤田	福島 正紹	出席			四平 但唯	ЩЩ	
説明貞							
事務局長 中西 太 局長補佐兼庶務係長 高山 教子 局長補佐兼農地係長 高群 邦人 庶務係主査 飯川 佳紘 農地係主任 新井 靖子 農地係主事補 江森 憲太 支所環境産業課産業係主査 森本 克美							
書記	書記						

高群 邦人

局長補佐兼農地係長